

変 更 理 由

菊池都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「菊池都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、本区域における都市計画の目標、区域区分の決定方針及び主要な都市計画の決定方針を定めるものであり、前回改定は、平成24年3月に実施している。

このたび、改定から10年以上が経過し、その間、人口減少や平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨といった自然災害の頻発・激甚化等、社会情勢の変化が生じているほか、都市計画区域内の土地利用や都市施設の整備状況も変化している。

また、地域の持続的な発展を図るためには、「くまもとサイエンスパーク構想」等を含む広域的な視点での連携・調整が不可欠である。

これらの状況を踏まえ、今後も適切な都市計画の運用を行うため、本マスタープランを上記の変化に適応した内容に変更する。